



このたびは、海外救済金へのご支援を賜り誠にありがとうございます。

お寄せいただきましたご寄付はご意向に沿うよう有効に役立てさせていただきます。

### 受領証

第 Q292-00115595 号  
エス・マックス株式会社 様

¥24,000-

但 ウクライナ人道危機救済金として

上記のとおり受領致しました。

令和4年4月28日

(注)この受領証記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第3号、法人については法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

日本赤十字社  
社長 大塚 義治  
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL. 03-3437-7081



このたびは、海外救済金へのご支援を賜り誠にありがとうございます。

お寄せいただきましたご寄付はご意向に沿うよう有効に役立てさせていただきます。

### 受領証

第 Q292-00117382 号  
エス・マックス株式会社 様

¥22,000-

但 ウクライナ人道危機救済金として

上記のとおり受領致しました。

令和4年5月31日

(注)この受領証記載の金額は、個人については所得税法第78条第2項第3号、法人については法人税法第37条第4項の規定に基づく寄附金に該当します。

日本赤十字社  
社長 大塚 義治  
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL. 03-3437-7081



義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を100%

被災地にお届けしています。

### 受領証

第 G251-00105605 号  
エス・マックス株式会社 様

¥2,000-

但 令和2年7月豪雨災害義援金として

上記のとおり受領致しました。

令和4年4月28日

(注)この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、発行されません。

日本赤十字社  
社長 大塚 義治  
〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL. 03-3437-7081